

平成24年度 第11回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成24年9月14日（金）午前10時～12時30分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
係長	遠藤公亮	係長	新高謙一
係長	有岡博己		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成24年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度、短大卒業程度）の追加実施について

議案第2号 勤務条件に関する措置要求の受理及び審査員の指名について

議案第3号 人事委員会規則の新設等について

5 議事の公開・非公開

議案第1号及び第3号を公開とし、議案第2号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成24年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度、短大卒業程度）の追加実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成25年4月1日採用予定の、平成24年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度【社会福祉（心理

コース)、林業、電気、獣医師】、短大卒業程度【保育士】)を以下のとおり実施しようとするもの。

① 概 要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
社会福祉 心理コース	2名程度
林 業	2名程度
電 気	1名程度
獣 医 師	1名程度
保 育 士	3名程度
計	9名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

獣 医 師：昭和37年4月2日以降に生まれた人

保 育 士：昭和52年4月2日以降に生まれた人

そ の 他 の 職 種：①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人

②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは平成25年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

イ 資格・免許等

社会福祉、獣医師及び保育士には、職種に係る資格・免許等が必要。

ウ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成25年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受付期間		9月28日(金)～10月15日(月)(消印有効) (インターネット受付 9月28日(金)午前0時～10月15日(月)午後12時)
第1次試験	試 験 日	11月4日(日)
	試 験 会 場	鳥取県庁会議室
	試 験 種 目	教養試験、専門試験、論文試験(保育士のみ作文試験)、適性検査
	合 格 者 発 表	11月29日(木)(予定)
第2次試験	試 験 日	12月中旬から下旬のうち指定する1日(予定)
	試 験 会 場	鳥取県庁会議室
	試 験 種 目	人物試験(集団討論及び個別面接)
	採 用 候 補 者 発 表	1月上旬(予定)

(注) 第1次試験で実施する論文試験又は作文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

② 広報

平成24年9月21日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

【質 疑】

委 員

林業の試験は、一般的にどういう方が受験するのか。農学部の方などか。

事務局

そのとおり。農学部の林学科などが中心である。

委 員

というのも、1回目の試験において失格者があったことで、必要数を確保できなかったことは理解するが、逆に言えば、1回目の試験の受験者がもっと多ければ、追加募集をすることにはなっていない可能性もある。

獣医師などは、広報してもなかなか受験者の確保は難しいのだろうと認識しているが、林業がなぜこうなったのか疑問がある。

事務局

獣医師ほど受験可能者は少ないわけではないが、林業の最近の受験者数は少なくなってきている。

委員

それはなぜか。

事務局

確かな数字を押さえているわけではないが、以前に比べ、大学の林業関係の学部の定員が絞られてきているのではないかと思う。

委員

薬剤師や獣医師なら仕方ないとは思いますが、林業であれば、大学の農学部などに更に働きかけたりすれば、一定数の受験者を確保しやすいのかな、なんとか追加試験をしなくてすんだのかな、と思う。

事務局

今度の追加試験では、林業に限らず、こういった時期の試験で受験者が少ないかもしれないので、知事部局の関係課からもPRをお願いしたいと思っているし、人事委員会でもできるだけのPRをしたいと思っている。

2 議案第2号

勤務条件に関する措置要求の受理及び審査員の指名について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 議案第3号

人事委員会規則の新設等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会規則を新設又は一部改正し、人事委員会委員長通知の一部を改正しようとするもの。

① 国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う関係規定の整備関係

(1) 規則の名称等

ア 国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則(新設)
内容は、下記人事委員会規則の一部改正

- ① 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ② 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ③ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- ④ 通勤手当の支給に関する規則
- ⑤ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

イ 期末手当及び勤勉手当の運用について(人事委員会委員長通知)の一部改正

(2) 概要

ア 国家公務員退職手当法施行令改正概要

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行(平成24年10月1日)に伴う、職員としての勤続期間を通算する場合の独立行政法人等を定める規定の整備。

- ① 日本郵便株式会社の設立(郵便事業株式会社と郵便局株式会社との合併)に伴う改正
- ② 旧郵政公社の削除

※該当者がなく規定をおく必要がなくなったため削除されたもの。(総務省確認)

○ 国家公務員退職手当法施行令（改正部分抜粋）	
改正後	改正前
第9条の2 法第7条の2第1項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 130 削除 131 <u>日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社及び旧郵便局株式会社を含む。）</u>	第9条の2 法第7条の2第1項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 130 <u>郵便事業株式会社</u> 131 <u>郵便局株式会社</u>
第9条の4 法第8条第1項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 33 削除 84 削除 85 <u>日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社及び旧郵便局株式会社を含む。）</u>	第9条の4 法第8条第1項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 33 <u>郵政民営化法第166条第1項の規程により解散した旧郵政公社</u> 84 <u>郵便事業株式会社</u> 85 <u>郵便局株式会社</u>

イ 人事委員会規則及び通知改正概要

上記ア②に伴い、関係人事委員会規則で規定する国家公務員等に準ずる職員の定義から以下の下線部の内容を削除する。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第12条第4項（抜粋） （3）国家公務員退職手当法施行令（略）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人及び郵政民営化法第166条第1項の規程により解散した旧日本郵政公社を除く。）に使用される者

※ 他の規則及び通知も同様の改正

国家公務員又は他の地方公務員等の身分であった期間を、本県職員である期間として取扱う規定の中で、国家公務員等に準ずる職員の定義として国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）の関係規定が引用されているもの。

この中で、旧日本郵政公社役職員には日本郵政公社法により国家公務員の身分が与えられていたため、重複を避けるため国家公務員等に準ずる職員の定義から除外されていたが、施行令から旧郵政公社が削除され除外規定を置く必要がなくなったため文言の一部改正をする。

（3）施行予定期日

平成24年10月1日（国家公務員退職手当法施行令の施行日と同日）

② 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校設置に伴う関係規定の整備関係

（1）規則の名称

給料表の適用範囲に関する規則

（2）改正概要

平成24年10月1日に琴の浦高等特別支援学校が設置されることに伴い、教育委員会事務局内に設置されている準備室が9月末で廃止されるため、教育職給料表の適用対象者のうち「特別支援教育課の係長のうち設置準備を担当している者」については該当がなくなることから、これを除外するもの。

（3）施行予定期日

平成24年10月1日

7 次回の人事委員会の開催

平成24年9月21日（金）午前10時から開催することとした。